

## 静岡県立大学共同利用施設運営委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 38 号

改正 平成 25 年 4 月 1 日

### (設置)

第 1 条 静岡県立大学（以下「本学」という。）の共同利用施設の円滑かつ適切な管理及び運営を図るため、静岡県立大学学則第 22 条第 1 項の規定に基づき、本学に、静岡県立大学共同利用施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同利用施設の管理及び運営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、共同利用施設についての学長からの諮問に関すること。
- (3) その他共同利用施設に関すること。

### (組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 第 8 条の規定に基づき設置する専門部会の委員長及び副委員長
- (2) 静岡県立大学放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）第 12 条のアイソトープセンター運営委員会委員長
- (3) 予防規程第 13 条のアイソトープセンター主任
- (4) 静岡県立大学動物実験センター管理規程第 5 条に規定する動物実験センター運営委員会の委員長及び副委員長
- (5) 事務局長が指名する事務局職員 1 人
- (6) 学生部長が指名する学生部職員 1 人
- (7) その他学長が指名する者

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 7 号のうちから、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員

の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 各共同利用施設の運営のため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。